

承認第2号

専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和6年5月23日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙)を下記の理由により専決処分する。

令和6年3月31日

南風原町長 赤 嶺 正 之

(専決処分した理由)

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第136号)が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、南風原町国民健康保険税条例についても改正が必要であり、同年4月1日施行のため、議会を招集する時間的余裕がないことにより専決処分する。

南風原町条例第 9 号

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 31 日

南風原町長

赤 顔 正 之

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

以下、別紙のとおり

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険税条例（平成12年南風原町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第19条第1項中「220,000円」を「240,000円」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の南風原町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。